

児童手当

問 子育て支援課 ☎ 32 - 3040

児童手当を受給中の方へ

◆児童手当現況届について

にかほ市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要としています。

※ただし次の①から⑥に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。該当となる方へは5月下旬に通知しています。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地がにかほ市と異なる方
- ②児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤単身赴任等で児童と別居している方
- ⑥その他、にかほ市から提出の案内があった方

児童手当について

◆児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方（生計の中心となる方）

※離婚協議中で両親が別居している場合（住民票も別）は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

◆支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童（満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）

◆支給額

令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が次の「所得額・収入額目安表」の②以上の場合、児童手当等は支給されません。ただし今年度以降、住民税における所得が確定し、所得上限額を下回り支給対象となった場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

所得額・収入額目安表 (単位：万円)

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960.0	972	1,200
4人	774	1,002.0	1,010	1,238
5人	812	1,040.0	1,048	1,276

▷児童手当（所得額・収入額目安表の①所得制限限度額未満の方）

- ①0～3歳未満……月額15,000円
- ②3歳以上～小学校修了前
(第1・2子) …月額10,000円
(第3子以降) …月額15,000円
- ③中学生……………月額10,000円
※第3子の数え方…満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

▷特例給付（所得額・収入額目安表の①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の方）

支給対象児童一人当たり月額5,000円

◆お子さまが生まれたら・転入したら

出生のときは、出生日の翌日から15日以内に申請してください。誕生日、転出予定日の翌月分から受給することができます。

▷申請に必要なもの

※すべての手続きで押印が不要となります。

- ・児童手当認定請求書
- ・受給資格者名義の振込口座番号
- ・受給資格者および配偶者のマイナンバーがわかるもの

▷受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書

▷児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

▷離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

▷提出先

子育て支援課、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

—令和5年度児童手当支払日—

- ・ 6月7日(水)… (2～5月分)
- ・ 10月6日(金)… (6～9月分)
- ・ 2月7日(水)… (10～1月分)



HPVワクチン キャッチアップ接種

男性HPVワクチン 任意予防接種全額助成

の案内

問 金浦保健センター ☎ 38-4200

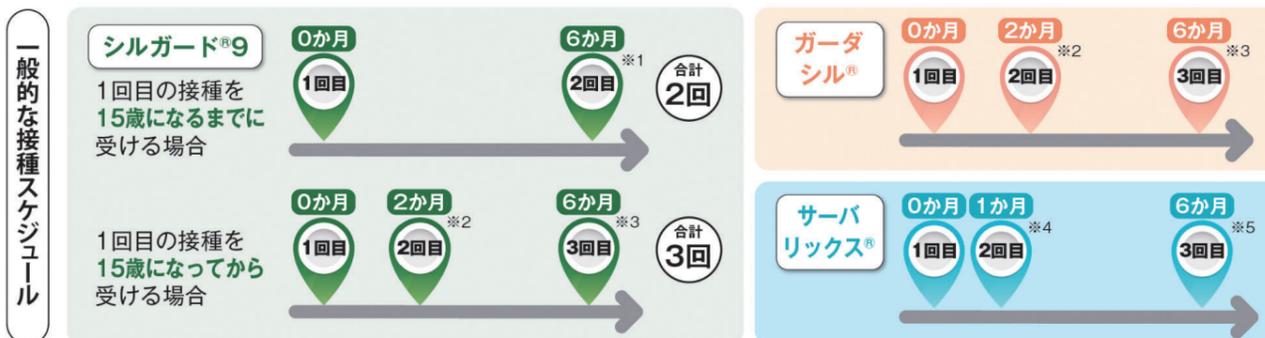


HPVワクチンの接種を逃した方に接種の機会を提供

HPVワクチンの接種を個別に勧める取り組みが差し控えられていた間に、ワクチン接種の機会を逃した方に対し、下記のとおり個別に予防接種の機会を提供しています。

令和5年4月より、キャッチアップ接種にHPV9価ワクチンを使用できるようになりました。

- ▷対象 平成9年生まれから平成18年生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方
- ▷助成期間 令和7年3月末まで
- ▷接種するワクチン HPV2価ワクチン（サーバリックス®）、HPV4価ワクチン（ガーダシル®）、HPV9価ワクチン（シルガード®9）



3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

- ※1 1回目と2回目の接種は、通常5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。
- ※2-3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※2）、3回目は2回目から3か月以上（※3）あけます。
- ※4-5 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※4）、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上（※5）あけます。

- ✓ 対象の方には、6月中旬に個別に案内を送付します。接種可能な医療機関一覧を同封していますので、あらかじめ医療機関へ予約した上で接種してください。
- ✓ 既に接種を受けた方にも届くことがありますので、接種を受けたかどうかを母子健康手帳等で必ずご確認ください。

令和5年4月より男性HPVワクチン任意予防接種の全額助成を開始

令和5年4月より男性のHPVワクチンの任意予防接種全額助成を行っています。該当する方は予防接種について検討ください。

- ▷対象 中学1年生～25歳の男性（今年度は平成10年4月2日～平成23年4月1日生まれの方が対象）
※すでにHPVワクチンを接種済みの方は対象外です。
- ▷助成回数 3回
- ▷接種費用 無料
- ▷接種するワクチン HPV4価ワクチン（ガーダシル®）

- ✓ 対象の方には、5月中旬に個別に案内を送付しています。接種可能な医療機関一覧を同封していますので、あらかじめ医療機関へ予約した上で接種してください。